

調査／実験実施許可申請書について

調査・実験倫理委員会

1. 実施許可を申請すべき調査／実験

文学研究科・文学部に所属する教職員および学生が実施責任者となつて行うすべての調査および実験。ただし、次の調査／実験は除外されます＊。

①教員あるいは研究室の責任で、授業の一環として行う（卒業論文、修士論文の制作を含む）調査／実験。

②文学研究科・文学部の業務の一環として教職員が行う調査。

＊除外されるものであつても、実施許可証明書の発行を求める場合、あるいはとくに調査・実験倫理委員会の許可を得たい場合には、上記の規定にかかわらず実施許可申請を行うことが必要です。

なお、委員会が妥当と判断した場合には、免除確認書を発行する場合があります。

2. 実施許可申請書記入要領（記入例を参照して下さい）

◎申請者は(1)～(8)に必要な事項を記入して下さい。

◎申請書は必ずしも 1 頁に収める必要はありません。

(1) 申請者（実施責任者）氏名（職名）

実施責任者が学生である場合には、職名は専攻・専攻分野／専修・課程を記入して下さい。

(2) 指導責任者氏名（職名）

実施責任者が学生である場合には必ず記入して下さい。指導責任者は文学研究科の教員である必要があります。

(4) 調査／実験名

同一の研究課題の中で複数の調査／実験を行う場合には、一連の調査／実験の形で一括して申請して下さい。

(6) 調査／実験の概要

目的、内容、方法、対象等について、(6-1)～(6-6)を記入して下さい。審査の過程で調査票・質問紙等の提出を求めることがあります。

(7) 内規第 2 条にかかわる特記事項

「東北大学大学院文学研究科・文学部調査・実験に関する内規」第 2 条（基本原則）に抵触する可能性がある場合には、その内容および理由と対応措置について記入して下さい。

(8) 申請から認可までのスケジュール

申請は月末締めとして翌月に審査を行い、月半ばまでに申請者に結果を通知します。